

三井住友トラスト・カード株式会社 保証委託約款

委託者は、次の各条項を承認のうえ、委託者が三井住友信託銀行株式会社（以下「銀行」という）とのカードローン契約（カードローン兼当座預金取引規定を含む。以下「原契約」という）に基づく取引（当座貸越）により銀行に対して負担する債務についての連帯保証（以下「保証」という）を三井住友トラスト・カード株式会社（以下「保証会社」という）に委託します。

第1条（保証委託の範囲）

1. 委託者が保証会社に保証を委託する債務の範囲は、委託者が原契約に基づき銀行に対して負担する借入金（当座貸越元金）、利息および損害金、（以下「被保証債務」という）および、その他いっさいの債務の全額とします。
2. 前項の被保証債務の内容は、委託者が銀行との間に締結している原契約の各条項によるものとします。
3. この契約の有効期間は原契約の契約期間と同一とします。
ただし、原契約が延長または更新されたときは保証会社に委託する保証期間も延長または更新されるものとします。

第2条（保証の成立等）

前条の保証は、保証会社が保証を決定し、これに基づいて委託者が銀行と原契約に基づく取引を開始したときに成立するものとします。

第3条（被保証債務の弁済）

委託者は、保証会社が保証した被保証債務について、原契約に定める返済方法により各返済日に遅滞なく返済し、保証会社に対して何ら負担をかけないものとします。

第4条（担保）

1. 委託者は、将来保証会社が必要と認めて請求したときは、直ちに担保を差し入れもしくは保証人の提供またはその変更に応じるものとします。
2. 保証人は、委託者がこの契約によって保証会社に対し負担するいっさいの債務について委託者と連帯して保証債務を負担するものとし、その履行については、この契約に従います。
3. 保証人は、保証会社の都合によって担保もしくは他の保証を変更されても異議を述べません。

第5条（代位弁済）

1. 委託者および保証人は、委託者が原契約に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対し何らの通知、催告なく弁済されても異議を申し述べません。
2. 委託者および保証人は、保証会社が弁済によって銀行から取得した原契約に定める権利を行使する場合には、委託者が銀行との間に締結した原契約のほかこの契約の各条項を適用されても異議ありません。
3. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、保証会社の同意がなければこれを行いません。もし、保証会社の請求があればその権利または順位を保証会社に無償で譲渡します。

第6条（求償権）

委託者は、保証会社が銀行に対し保証債務を履行したときは、次の各号に定める保証会社の求償権に対し直ちに弁済の責に任じます。

また、保証会社が保証債務履行によって銀行から原契約に定める権利を取得したときは、保証会社が銀行に代位してこの権利を行使することをあらかじめ承諾します。

- (1) 前条による保証会社の出捐額の全額。
- (2) 前号の金員に対し、保証会社が弁済した日の翌日から委託者が保証会社に求償債務の履行を完了するまで、年14.0%の割合（年365日日割計算）による遅延損害金。
- (3) 保証会社が弁済のために要した費用および保証会社が委託者に対する権利の行使または保全のために要した費用の全額。
- (4) 前号の金員に対し、第2号に準じて計算した金額の全額。

第7条（事前求償権の行使）

1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社は、通知、催告等がなくとも当然に保証会社が保証している金額について、前条の保証債務履行前においてもあらかじめ求償権を行使できるものとし、委託者は保証会社が保証をしている金額について直ちに弁済するものとし、
 - (1) 銀行からの被保証債務について、返済を遅延し銀行から書面により督促されても返済しなかったとき。
 - (2) 住所変更の届出を怠るなど委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社に委託者の所在が不明になったとき。
 - (3) 仮差押、差押もしくは競売の申し立てがあったとき。
 - (4) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - (5) 支払いの停止、破産もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
 - (6) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (7) 担保物件が滅失したとき。
2. 次の各場合には、保証会社は委託者に対する請求によって、前項と同様あらかじめ求償権を行使できるものとし、委託者は保証会社が保証している金額について直ちに弁済するものとし、
 - (1) 銀行からの被保証債務について、銀行との約定に違反したとき、または銀行に対する他の債務の一つでも期限の利益を失ったとき。
 - (2) 委託者が本契約その他保証会社との取引約定の一つにでも違反したときまたは保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を失ったとき。
 - (3) 委託者が保証会社のカード会員である場合、その会員規約に基づき会員資格を取り消されたとき。
 - (4) この保証委託の申込にあたり、保証会社の請求による調査に際し、虚偽の報告または資料の提出をしたことが後日判明したとき。
 - (5) 前各号のほか、収入、財産、就業状況（退職・休職・転職など）または経営状態等、委託者の信用状態に著しい変化が生じるなど相当な事由が生じ、保証会社において債権保全のため必要と認められたとき。
 - (6) 委託者が、第19条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切であるとき。
3. 保証会社が前2項により求償権を行使する場合には、委託者は民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。

第8条（保証の解約）

保証会社は、委託者において前条第1項の事態が生じた場合には、いつでも保証を解約することができます。

なお、委託者は、保証会社から解約の通知を受けたときは、直ちに被保証債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社に負担をかけないものとします。ただし、保証が解約された場合にも、保証会社の銀行に対する保証は、委託者がすでに借り入れた被保証債務が完済されるまで継続するものとします。

第9条（保証の中止）

1. 保証会社は、委託者において第7条第2項の事態が生じた場合および次の場合には、いつでも保証を中止することができます。
 - (1) 被保証債務の返済遅延回数が累計6回以上となり、保証会社が債権保全上必要があると判断したとき。
 - (2) 委託者が満70才に到達した日以降、原契約に定める最初の期間満了日が到来したとき。
2. 前項により保証会社から保証の中止の通知を受けたときは委託者は直ちに被保証債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社に負担をかけないものとします。
3. 第1項により保証が中止された場合にも、保証会社の銀行に対する保証は、委託者がすでに借り入れた被保証債務が完済されるまで継続するものとします。

第10条（弁済の充当順序）

委託者の弁済額が、この契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときには、保証会社が適当と認める順序方法により充当します。

なお、委託者において、保証会社に対する複数の債務がある場合も同様とします。

第11条（通知義務等およびみなし送達）

1. 委託者の住所、氏名、電話番号および勤務先等に変更を生じ、その他保証会社が取得または将来取得することがあるべき求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し、保証会社の指示に従い必要な手続をとります。
2. 委託者の収入、財産、就業状況または経営状態等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに報告します。
3. 前2項の通知もしくは報告を怠り、または遅滞したことによって生じた費用および損害はすべて委託者の負担とします。
4. 第1項の通知を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとされて異議ありません。

第12条（調査協力）

委託者は、銀行に対する被保証債務の履行、または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまでは、保証会社から求められた説明資料等の提出について直ちに応ずるほか、保証会社が求償権の保全または実行のため調査することに協力します。

第13条（公正証書の作成）

委託者は、保証会社の請求があるときは直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続をとります。なお、このために要した費用は委託者の負担とします。

第14条（費用の負担）

委託者は、保証会社が求償権を将来取得することとなった場合その求償権の保全のために要した費用、第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。

第15条（免責条項）

保証会社が証書等の印影を委託者の届け出た印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、印章、証書等について盗用、偽造、変造等の事故があってもこれによって生じた損害は委託者の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負います。

第16条（保証料等）

委託者は、銀行が利息の中から保証会社所定の料率による保証料を支払うことに同意します。

なお、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、保証料率が銀行と保証会社の間で一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。

第17条（契約の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条（管轄の合意）

委託者は、この契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社の本社または支社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行または保証会社の信用を毀損し、または銀行あるいは保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3. 委託者は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、委託者は銀行または保証会社から融資内諾等があった場合でも、借入を受けられずあるいは保証委託契約に基づく保証を受けられないこと、または銀行から借り入れた後、あるいは保証委託契約に基づく保証を受けた後である場合でも、ローン契約あるいは保証委託契約に基づき、期限の利益を喪失し、あるいは保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済することがあることに合意します。

以上

個人情報の取扱いに関する同意条項

<本同意条項は三井住友トラスト・カード株式会社保証委託約款の一部を構成します>

第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)

1. 申込人は、三井住友トラスト・カード株式会社（以下「当社」という）が、保証委託約款に基づき、本契約（本申込を含む。以下同じ。）を含む申込人と当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、ローンの利用確認、ローンに関するお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って申込人の個人情報（申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。

- ①申込時に申込人が申込書に記入し若しくは申込人が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、資産、負債等の情報（以下、総称して「氏名等」という）、本契約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の過去5年間の有効性（通話可能か否か）に関する情報およびお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下、総称して「属性情報」という）
- ②申込人のご利用に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下、「契約情報」という）
- ③申込人のご利用残高・お支払い状況等本契約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
- ④お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た属性情報以外の情報
- ⑤当社または決済口座のある金融機関等での本人確認状況
- ⑥官報や電話帳等の公開情報

2. 申込人は、当社と三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という）との間において、本契約に基づく与信後の管理のため、前項の①から⑤の当該情報を相互に提供され、または利用されることに同意します。

第2条 (個人信用情報機関への登録・利用)

1. 申込人は、当社が、本契約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下、「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」という）に照会し、申込人の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される

不渡情報、破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む)が登録されている場合には、銀行法施行規則等により、申込人の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

2. 申込人は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により申込人の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。但し、提携信用情報機関の加盟会員により利用される情報は下表の「債務の支払いを延滞した事実」に限られます。
3. 申込人は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込をした事実	当社が利用した日より6ヶ月を超えない期間
③本契約に関する客観的な取引事実(*1)	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
⑤苦情調査中である旨	当該調査中の期間
⑥本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

*1 上記「本契約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月、月々の支払状況(解約、完済等の事実を含む)となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階

電話番号：0120-810-414

ウェブサイトアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

*契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・電話番号>

○名称：全国銀行個人信用情報センター

電話番号：03-3214-5020

ウェブサイトアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

○名称：株式会社日本信用情報機構

電話番号：0570-055-955

ウェブサイトアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

株式会社日本信用情報機構は、主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

*株式会社シー・アイ・シーおよび全国銀行個人信用情報センター並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑制のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

*上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のウェブサイトに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 申込人は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、申込人自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、下記第6条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ウェブサイトへの常時掲載）でもお知らせしております。

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、上記第2条記載の連絡先へ連絡して下さい。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、申込人は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第4条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても、申込人が本申込をした事実は、上記第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第5条（本同意条項等に不同意の場合）

当社は、申込人が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合並びに保証委託約款および本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りする場合があります。

第6条（個人情報に関するお問い合わせ）

個人情報の開示・訂正・削除等の申込人の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

<お客様相談室>

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1

電話番号：03-6737-0800

電話番号：06-6348-8205

第7条（同意条項の位置付け及び変更）

1. 本同意条項は保証委託約款の一部を構成します。

2. 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上